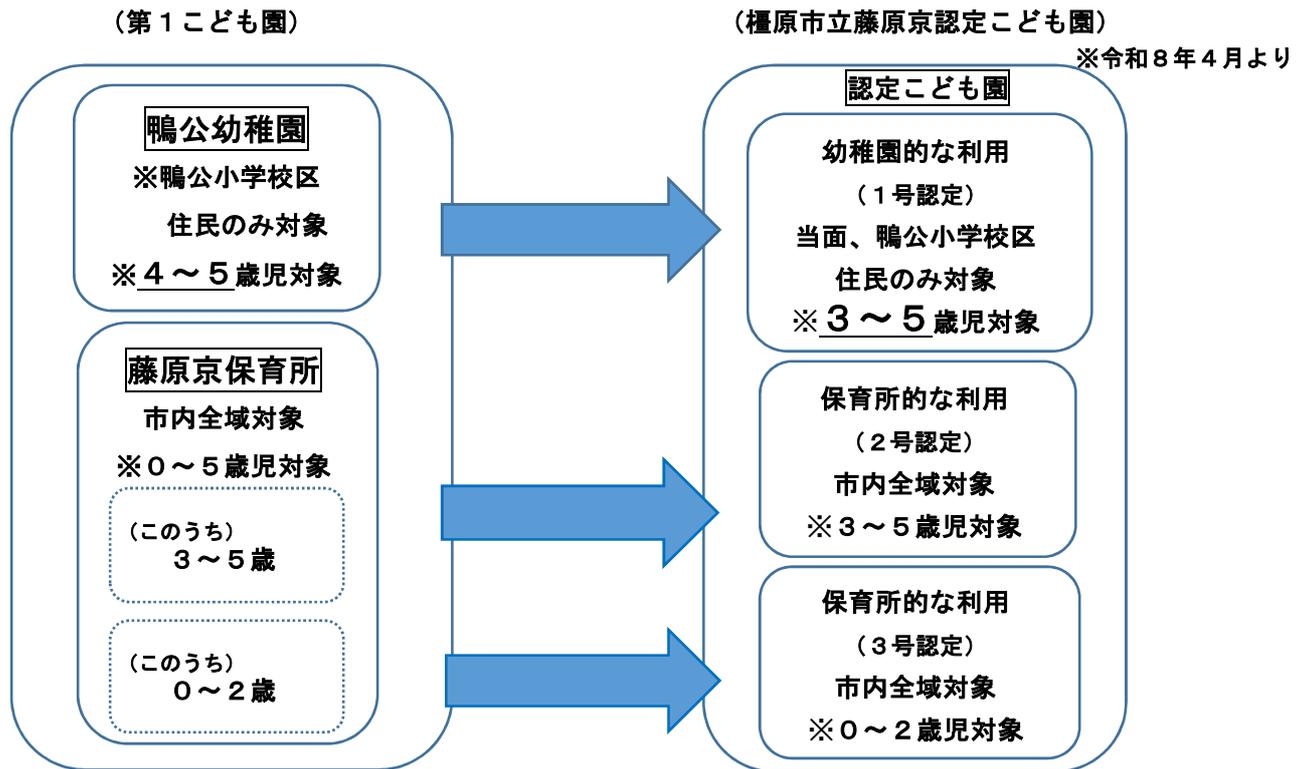


こども園の認定こども園（幼保連携型）への移行について

檀原市では公立の保育所・幼稚園を一体化したこども園（通称：第1～5こども園）が5園ありますが、これらのこども園は認定こども園ではありません。

そこで、保護者の利便性の向上・業務の効率化を図るため、認定こども園（幼保連携型）への移行を進め、令和8年度よりこども園である保育所と幼稚園が認定こども園になります。

【移行のイメージ】（例：第1こども園の場合）



【1～3号認定の違い】（例：第1こども園の場合）

- ・ 1号認定・・・幼稚園的な利用を意味し、原則、比較的短時間の保育時間となります。通園区域も鴨公小学校区と同じ園区に限定され、当該区域内であれば、保育の必要性（保護者の就労等）に関係なく入園できます。
- ・ 2号認定・・・保育所的な利用を意味し、対象年齢は3～5歳児です。1号認定と比較して長時間保育になります。通園区域は市内全域で、保育の必要性（保護者の就労や介護等）等の条件を指数化して、入所調整し、指数の高い人からの案内になります。
- ・ 3号認定・・・2号認定と同様の内容ですが、対象年齢が2号認定と異なり0～2歳児になります。

幼保連携型認定こども園とは・・・

- ・ 幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。
- ・ 1号認定（幼稚園的な利用）は令和8年度より、3歳児から入園でき、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。また、1号認定の場合でも、預かり保育や給食の利用ができます。
- ・ 2号認定（保育が必要な児童）については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することができます。
- ・ 地域における子育て支援を行う機能（親子登園・子育て相談等）があります。

(1) 新しい認定こども園の名称について

現行	構成する施設	新しい名称
橿原市第1こども園	鴨公幼稚園 藤原京保育所	橿原市立藤原京認定こども園
橿原市第2こども園	今井幼稚園 今井保育所	橿原市立今井認定こども園
橿原市第3こども園	金橋幼稚園 金橋保育所	橿原市立金橋認定こども園
橿原市第4こども園	畝傍北幼稚園 大久保保育所	橿原市立畝傍認定こども園
橿原市第5こども園	新沢幼稚園 川西保育所	橿原市立新沢認定こども園

(2) 認定こども園になることで変わること

- ・既存の公立幼稚園・保育所の名称が変わります。
- ・既存幼稚園区内の1号認定（幼稚園的な利用）は3歳児より入園ができるようになります。
- ・2号認定（保育が必要な3～5歳児）については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、1号認定に認定区分を変更することで、継続して通園することができるようになります。
- ・1号認定（幼稚園的な利用）の方が就労等の理由により保育が必要となった場合、入所検討の結果、2号認定として受け入れ可能（注）になると、長時間部の保育を利用できるようになります。

（注）入所待機者の状況により受け入れできない場合もあります。

(3) 認定こども園になることで変わらないこと

- ・先生は変わりません。人事異動による変更はありますが、認定こども園化による変更はありません。
- ・1号認定（幼稚園的な利用）の場合でも、引き続き預かり保育や給食の利用ができます。
- ・支援が必要な児童に対する人員配置の考え方は変わりません。
- ・基本的な保育内容・行事等は現在のこども園から変わりません。
- ・1号認定（幼稚園的な利用）の通園区域は、これまでの幼稚園区を引継ぎ当面は変わりません。
- ・3歳～5歳の保育料については、引き続き無償化の対象です。

【お問い合わせ先】

●認定こども園化に関すること

橿原市こども部こども政策課

(TEL) 0744-47-2786 (FAX) 0744-25-2221

(MAIL) kodomoseisaku@city.kashihara.nara.jp

●入所や園での生活に関すること

橿原市こども部こども未来課

(TEL) 0744-25-2790 (FAX) 0744-25-2221

(MAIL) kodomo@city.kashihara.nara.jp